

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

日	令和3年8月26日(木)	時間	13:30 ~ 15:35	場所	糸魚川市役所2階203・204会議室
件名	令和3年度第1回 糸魚川市介護保険運営協議会(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)				
出席者	<p>【委員】出席委員14人(欠席委員 竹内博文委員) 田原秀夫委員(会長)、金子裕美子委員(副会長) 安藤隆夫委員、池田正夫子委員、谷口修委員、中倉幸博委員、比護山之助委員 広幡隆子委員、古川昇委員、松澤しのぶ委員、山本明子委員、渡辺二三夫委員、 多田松樹委員、渡邊和紀委員</p> <p>【事務局】6人 市民部：渡邊部長 福祉事務所：嶋田所長、塚田次長 介護保険係：渡辺係長、室橋主査 高齢係：加藤主査</p> <p>【地域包括支援センター】5人 地域包括支援センターよしだ：日沼管理者、糸魚川総合病院地域包括支援センター：清岡管理者 地域包括支援センターみやまの里：鷺澤管理者、能生地域包括支援センター：星野管理者 地域包括支援センターおうみ：木嶋管理者</p> <p style="text-align: right;">※傍聴者なし</p>				

会議要旨

1 開会(13:30)

2 市民部長あいさつ

3 報告・協議事項

(1) 全体に係る事項

① 委員について(資料No.1)

② 会長・副会長の選出、あいさつ

会長に糸魚川市社会福祉協議会田原秀夫委員、副会長に認知症の人と家族の会新潟県支部金子裕美子委員を選出した。

③ 担当職員について(資料No.3)

(1)について質疑はなかった

(2) 糸魚川市介護保険運営協議会

① 運営協議会の任務・役割について (資料No.3)

② 介護保険制度の概要について (資料 No. 4、5)

事務局 資料No.1-1~1-3 により、説明。

委員 資料5に介護認定者数が3,016人、うちサービス利用者が2,644人とあり、その差が372人になりますが、その方の介護状態区分ごとの人数や理由は把握されていますか。

事務局 認定を受けて介護サービスを利用されていない方の介護状態区分ごとの人数は手元にはありませんので、議事録確認等の際に資料を付け加えさせていただきます。また、サービスを利用していない理由については、適正に調査を行っているなかで将来的な身体状態の悪化に備え、早めに申請された方が実際のサービス利用に至っていない場合や入院で介護サービスを利用していない場合等が考えられます。理由ごとの人数については把握しておりません。

委員 認定を受けた方は、それなりのお考えがあつて認定されている訳ですね。でもサービスを受けていないという理由は何かあるのだろうと思います。私はそこが非常に大事だと思いますので、そういう方々の声を把握していく必要があると思います。

もう一つ、そのような方々の、再認定までの途中のケアはどのようにされていますか。例えば半年に1回とか様子を伺いに行っているのか、把握している範囲でお聞きかせください。

事務局 認定を受けている方には、次回の更新が近づく頃にご案内させていただいておりますが、それまでの途中の段階で何かしらの状態確認やお声がけというところまでは対応していないところです。

委員 認定を受けてサービスを利用していない方々、総合事業の方々もおられるわけですが、そういう方々を注視していただくことが、介護保険事業全体の中で重要なことだと思いますが、福祉事務所のお考えをお聞かせください。

事務局 先ほど申し上げた通り、数値的な分析はできておりませんが、地域包括支援センターで訪問いただいている方もおられます。地域包括センターと連携し、必要な方には適切なサービスが届くようにしていきたいと思ひますし、お体の状態に応じて自立した生活を続けていただけるように対応していきたいと考えています。

委員 私は、介護状態が上がってしまうかもしれないことを1年或いは1年半も分からずにいるということ自体が問題かなと思います。そういう所にもきちんと目を向けていかないと介護保険制度が全体としてあるけど中身については、それぞれ違う捉え方で進んでいってしまうことを懸念しますので、そういう所もしっかり対応して欲しいということでお伺いしました。

③ 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について（資料No.6、7）

④ 新規事業所の開設・休止について（資料No.8）

事務局 資料No.6～8により、説明。

委員 資料7に関し、第6期まで特別養護老人ホームの整備が進み、それ以降はショートステイからの転換で対応してきたという経過かと思えます。先ほどの入所申込者が381人という説明がありましたが、8期で計画されている認知症グループホーム、7期にあった小規模多機能型など、入所を希望されている方々が望むような施設整備になっていくのかお聞かせください。

事務局 昨年度までの計画策定の協議の中で、認知症の方が今後も増加するということもふまえ、特養の定員を増やすのではなく、地域により身近なグループホームの整備を進めていくなかで、特養への入所をお待ちの方の受け皿とするとともに、それぞれの希望に沿った施設サービスを受けられるように計画に位置付けているところです。

委員 私は、グループホームがあれば入りたいという方はまだいらっしゃると思います。前回、小規模多機能型が開設に至らなかったのは、介護人材がいなから応募がないという状況もあったかと思いますが、そうした状況もふまえて、8期はグループホームを整備しようというふうに位置づけされたものなのかお聞かせください。

事務局 第7期に小規模多機能型の応募がなかった点については、介護人材の確保が難しいという点に加え、このサービスは訪問と通所とお泊りを組み合わせでお使いいただくのですが利用料が月あたり定額という点が利用者の負担となり、事業所の方で登録定員の確保が難しい状況があると伺っています。

こうした状況とあわせ、今後、認知症の予防にも取り組んでいきますが、ご本人の自立や家族等の負担の軽減も図る必要があることから、第8期はグループホームの整備を進めていきたいものであります。

委員 資料の今後の方向性のところに福祉事務所の気持ちが表れているように思います。資料にある保険給付の推移や保険料への影響だけでは、実態をつかみきれず介護を受ける側の満足度が上がっていないのではないかと。

また、資料5の3ページに保険料の納付義務と権利のところにあるお互いの意見がぶつかり合うという格好になってくるのであろうというふうに思います。

会長 現状の分析も必要かと思えます。課題やこれまでの実績をふまえた上で第8期の計画を立てたもので、これからどうしていけばいいのか、計画を実施していくためには何が必要なのかという論点で他の委員からもご意見をいただければと思います。

委員 この協議会の役割の中で、市長にも提言できるとありますので、政策的にこういう形がいいのではないかと結論が出れば提案していきたいと思えます。そのなかで、あと一点、介護人材の不足はずっと指摘されていますが、

本日の協議会では取り上げられていないので、介護人材の不足についてはどこが一番のポイントなのか把握していることをお聞かせください。

事務局 事業所アンケート等の結果では、半数以上の事業所が不足と回答されています。また、若い世代、小学生中学生ぐらいの世代から介護に触れる体験や職業教育のような取組も必要という声もいただいております。市で行っている各種補助制度など、ある程度短期的に成果が見える施策と先ほどの若い世代への啓発のように中長期的に取り組み効果を発揮する施策という2つの側面を意識しながら取り組んでいるところです。

いずれにしても、今不足している人員をすぐに充足する手立てがあるかという難しい部分もありますので、協議会の方からもご提案をいただければ有難い次第です。

委員 先ほどの特別養護老人ホームの待機者と関連してお願いがあります。2月1日現在の数字ですが、次回に新しいデータを示してほしいということと、なでしこやおまかせじょんのびが閉鎖した後、利用者がどのようなサービスに移られたのか分かったら教えてください。

ショートが特養に転換されるなどして、この日に使いたいとお願いしても取れないということがあると、在宅で頑張ろうという介護者も特養にお願いすれば、こんな苦労もないのというマイナスの方向に行ってしまうのではないかと思います。また、グループホームは利用料が高くてとても申込みないという方もいらっしゃいます。そういう部分で実際の介護者の思いと市で考えているサービスの組み立て方がずれてきているのではないかと感じましたので意見を言わせていただきました。

事務局 8月時点でも調査をしていますので、新しいデータと閉鎖した事業所から移られた先については、わかる範囲で次回の会議でご提示させていただきたいと思います。

会長 人材の確保はこれからの一番の課題と思います。社会福祉協議会でもヘルパー養成講座などを開催してきましたが、その講師を確保するのにも苦労したということもあります。関係する団体が協力して、人材確保に一体で取り組むことをお願いします。

資料8についてご質問等ございませんでしょうか。

委員 事業所の休止について、理由に離職によるとあります。ケアマネになりたがらない傾向が全国的にあるというのが新聞にも出ていますし、資格試験を受けない人が多くなっている傾向もあるようですが、理由について何かお聞きになっていますか。

事務局 離職の理由については、サービス提供における心身面での負担が大きくなったためとお聞きしています。ケアマネについては、一定の資格や経験が求められるうえ、利用者やご家族との対話など高いスキルが求められる職種でありながら待遇面が追い付いていない等の理由で、担い手がない状況があることも事業所からはお聞きしています。

委員 やはり敬遠される職種にしてしまつては、介護保険制度そのものが立ち行かなくなつてしまいます。1人で35人の利用者を抱えて、助ける人がいない状況があつたかもしれまんので。そういうところにも目配りしつつ、行政の方でも短期的・長期的な影響について注視していただきたい。

(3) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

- ① 運営協議会の任務・役割について（資料No.9）
- ② 地域包括支援センターの事業について（資料No.10、資料No.11）
- ③ 指定介護予防支援業務の委託について（資料No.12）

事務局 資料No.9、10、11、12により、説明。

委員 資料No.10、1の(2)の結果では、「研修会を開催し、自立支援の考え方について共通認識を図りました。」ということで前進したというふうに思います。その下では、居宅介護支援事業所へ「自立支援に向けたアプローチや環境整備に向けた検討を行いました。」とされていますが、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターでは、自立支援の考え方に違いがあるのか。違うから課題もあつて、重点委託方針に掲げているのか。お考えをお聞かせください。

事務局 昨年度、居宅介護支援事業所と通所介護サービス事業所職員を対象に、自立支援の共通認識を図る研修会を開催しました。介護保険計画にも記載してありますが、自立支援に向けた展開を進めていくこととしており、地域包括支援センターをひとつの基盤としており、包括の主任ケアマネ部会で環境整備等の検討を進めております。(計画期間である)3年間で自立支援の考え方を浸透させ、推進していきたいと考えております。

委員 自立支援という言葉が独り歩きしていくと、何が自立支援なのかがわからなくなってくる。具体的に包括よしだの、具体策がしっかり書いてあります。訪問型サービスの希望者に自立に向けた地域リハビリテーション活動支援事業の活用。要は、できる機能をさらに生かして活用していく。これが自助なんだ、と。失つたところは介護保険で補つていく、そういう考え方で、やっていると思うんです。ちょっと失つた機能への支援。あとは、弱体化した機能への働きかけで、ここが問題ではないかと思うんですよね。だから、リハビリの視点を持って、もしかすると機能の回復もあるのではないかと、そこにリハビリの支援を集中していく。その認識の違いが、居宅介護支援事業所の課題なのではないかと思うのですが、この問題が発生しているから資料No.10の中で指摘をしたと思うのですが、どのように理解したらいいのでしょうか。

事務局 (包括) 昨年度から自立支援を共通認識にしようとして取り組んでいました。その中で委員の言われたとおり、出来ないことが出来るようになることが自立ではなく、私たち包括支援センターの利用者は、要支援認定者や事業対象者であり、

自分でサービスを選択することができる方々で、みんなが楽しく笑って生活できること、を自立の共通認識としました。

介護保険制度の開設当初、何か困ったらすぐに介護保険で賄われてきたと思います。でも、それが出来なくなった背景や要因を探ることで、もしかしたら、体力が落ちてきて、栄養が取れなくて、そういった方々をケアマネさんの知識だけでなく、リハ職の方々と連携し、多角的に評価を入れながら、何を改善したら、できるようになるのか、負担軽減できるかといったところを、今年度は取り組んでいこうというふうに、目標に上げました。

委員 居宅介護支援事業所の利用者ですが、要介護3、4、5とか1、2または要支援とギリギリの方もいるかと思いますが、その考え方は、助ける、から、機能を戻す、ということは、ケアマネさんも、要は自立ってところの考え方ですよ。

そのところを、今回から考えてるところというわけで、きちんと話し合って向き合ってやってきましょうということを、1年かけて重点的にやる、ということによって理解してほしいか。

事務局 委員のおっしゃる通り、これから本格的に自立支援という形の中で、要介護1から5の担当される居宅介護支援事業所の方においても、同じ方向として、地域に向けた会議等々開催させていただく中で、浸透していきたいと考えております。

委員 居宅介護支援事業所のケアマネさんとの考え方のズレはないですか。

事務局 毎年、居宅介護支援事業所との会議を定期開催していく中では、自立支援という概念は、共通のものと認識しています。その中で、自立支援までの手法等、共通認識で対応していきたいと考えています。

委員 その部分がケアマネになりたがらない要因ではないかと少し心配ですが、うまくやっていただきたいと思います。それから、包括の予算書ですが、ガソリン代はどこに経常されていますか。

事務局 それぞれの包括ごとに予算等編成してもらっておりますので、改めて確認し、後日報告します。

委員 認知症サポーター養成講座は進んでいますが、フォローアップ研修などの計画はありますか？

事務局 フォローアップ研修など、検討を進め計画していく予定です。

委員 認知症サポーター養成講座の受講修了者に渡していたオレンジリングがカードに変わりましたが、一番大事なことは、目立つ場所につけて外出してくださいということです。

というのは、私たち介護者はこのオレンジリングをつけてくれている人を見るとすごく嬉しいんです。ここに認知症を理解してくださる人がいる。何か困ったら声をかけて助けてもらえる、ここにいてってだけで、すごく安心感があるんです。ですから、サポーター講座を受けて、オレンジリングをもらっても引き出しにしまう人もいます。どこかに身につけて、そうすると私はここ

に、助けてくれるっていうことで、とても力強いです。サポーター養成時、そんなこと。言葉を添えていただければ。

(4) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

- ① 運営委員会の任務・役割について（資料No.13）
- ② 地域密着型サービス事業所の開設状況について（資料 No. 14）

事務局 資料No.13、14により、説明。

委員 地域密着型サービスでは、事業所が運営推進会議を開催されており、市のホームページでも会議録が公開されています。それを見ると地域の方とどうい話し合いをされているかよく伝わってくるのですが、今年の1月21日分の議事録から更新されていません。事業所から報告が遅れているのか福祉事務所の方で掲載が遅れているのか把握していたらお聞かせください。

事務局 現在、感染症対策のため書面開催が大部分となっており、書面で協議する内容も任意とさせていただいております。私どもの事務の停滞があるかもしれませんが、報告を受けている分につきましては至急対応いたします。

委員 感染対策を徹底して、集まって開催している事業所もあるかと思います。事業所が地域との繋がりを保ち、地域の皆さんの意見を吸い上げようと努力されているところを汲み取っていただいて、ホームページに反映させていただきたいと思います。

(5) 意見交換

(5) について発言はなかった

4 その他（次回日程等）

資料No.15により、説明

5 閉会